

令和7年度 亀岡中部農地整備事業
桂川西工区区画整理その3付帯工事

特別仕様書

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要						
第1章 総則	令和7年度亀岡中部農地整備事業桂川西工区区画整理その3付帯工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書（令和6年4月）」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 なお、共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。							
第2章 工事内容								
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、ほ場整備を行うものである。							
2. 工事場所	京都府亀岡市大井町並河地内							
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 整地工 A= 1.36 ha 道路工 L= 896 m							
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。							
第3章 施工条件								
1. 作業可能日数	本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。							
第4章 現場条件								
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土と想定している。							
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その4-2付帯工事</td><td>令和7年2月14日～令和7年6月30日</td><td></td></tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和6年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その4-2付帯工事	令和7年2月14日～令和7年6月30日		
工事名	工期	備考						
令和6年度 亀岡中部農地整備事業 桂川西工区区画整理その4-2付帯工事	令和7年2月14日～令和7年6月30日							
3. 第三者に対する措置								
（1）騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。							
（2）境界対策	1）地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2）本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお、受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。							

項目	内容	摘要
(3) 濁水処理対策	本工区の施工に伴う排水については、濁水を直接既設水路に流さないよう心がけなければならない。また、施工中は極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策を講ずる必要が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。	
(4) 保安対策	本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。	
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。	
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。 なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。 なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。	
(7) 防塵対策	本工事では、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は監督職員と協議するものとする。	
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。	
4. 環境配慮対策	本事業では、土地改良法の主旨及び地域住民の強い関心等を踏まえ、周辺環境への配慮を計画しており、生態系及び景観への配慮に重点をおいているため、環境・景観へ配慮した工法について、変更及び追加する場合がある。 なお、工法の変更及び追加については、設計変更の対象とする。	
第5章 仮設		
1. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。	
第6章 工事用地等		
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。	
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。	

項目	内容	摘要									
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。										
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。										
第8章 工事用材料											
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 1) 石材及び骨材 再生クラッシュラン RC-40										
2. 見本又は資料提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><th>材料名</th><th>提出物</th></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td>試験成績書・粒度分布表</td></tr><tr><td>その他資材</td><td>カタログ、試験成績書等</td></tr></table>	材料名	提出物	石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表	その他資材	カタログ、試験成績書等				
材料名	提出物										
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表										
その他資材	カタログ、試験成績書等										
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。 なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><th>材料名</th><th>検査・試験項目</th><th>時期</th></tr><tr><td>石材及び骨材（敷砂利用）</td><td>不純物混入程度</td><td>搬入時抽出検査</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>	材料名	検査・試験項目	時期	石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査	
材料名	検査・試験項目	時期									
石材及び骨材（敷砂利用）	不純物混入程度	搬入時抽出検査									
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査									
第9章 施工											
1. 一般事項											
(1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を用いて工区外へ排出し、支線排水路完成後は、同排水路を用いて排水するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 3) 生コンクリート打設後のシュート等の洗浄は、現場内で行うものとする。 なお、発生する産業廃棄物は、ピットやビッセル等を設置して処理するものとする。 4) 測量、施工及び耕作に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。 また、工事完成時もしくは部分使用時に、ほ場、畦畔、水路及び道路法面に草類がある場合においても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。										

項目	内容	摘要
(2) 施工図の作成	5) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。 工事完成時において、施工図を作成し、整地面積、水張面積を算出の上、電子データで提出するものとする。	
(3) 基準点	本工事の基準点及び水準点は別添図面に示すとおりであり、詳細については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。	
(4) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。 なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。	
(5) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。	
(6) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。	
(7) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。	
(8) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。	
2. 再生資源等の利用		
(1) 建設副産物	1) 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。 2) 受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土砂の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見えやすい場所に掲げなければならない。 3) 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項に関する確認結果を委託した搬	

項目	内容	摘要																						
(2) 再生資材の利用等	出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。																							
	4) 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。																							
	1) 再生資材の利用																							
	受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。																							
	<table><tr><th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr><tr><td>再生クラッシャーラン</td><td>RC-40</td><td>路盤材、舗装材</td></tr></table>	資材名	規格	備考	再生クラッシャーラン	RC-40	路盤材、舗装材																	
	資材名	規格	備考																					
	再生クラッシャーラン	RC-40	路盤材、舗装材																					
	2) 建設資材廃棄物等の現場内利用																							
	受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。																							
	なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。																							
3. 特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。																							
	<table><tr><td rowspan="7">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑥その他	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
5. 土工																								
(1) 掘削	1) 掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																							
(2) 埋戻し及び盛土	1) 埋戻し及び盛土は一層の仕上がり厚さが30cm以下になるようにまき出し、施工条件に合った締固め機械により十分締固めなければならない。 2) 構造物隣接箇所等の埋戻し及び盛土は、一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った小型締固め機械で十分に締固めを行わなければならない。 3) 暗渠工基床部の不陸整正及び整形は、均一に支持できるように浮き石等を除去して平滑に仕上げなければならない。 4) 既設水路等撤去後の埋戻し ① 埋戻しに先立ち、たまり水等を排除しドライな状態での施工を心掛けること。 ② 堆積土等が基盤土として適さないと思われる場合は、監督職員と協議するものとし、軟弱土等を基盤内に混入させてはならない。																							

項目	内容	摘要										
③	埋戻しは、良質土を一層の仕上がり厚さが30cm以下となるようまき出し、十分に締固めなければならない。											
6. 整地工												
(1) 表土整地	1) 表土厚は、仕上がり厚を15cm以上、作物の生育に必要な有効土層厚（表土及び床土）を25cm以上確保できるよう想定しているが、特に厚さが確保できないと予想される場合は、監督職員と協議するものとする。 2) 整地仕上げは、原則湛水均平工法とし、用水取水口側が高くなるよう、仕上げなければならない。 なお、湛水均平作業により難い場合は、作業前に監督職員と協議しなければならない。 3) 表土戻し後湛水均平を行う場合は、湛水深は必要以上に深くしてはならない。 4) ふれ水により畦畔崩壊が生ずる場合があるため、使用機械のスピードや排水板の扱いに注意するとともに、崩壊を防止するため所要の処理を講ずるものとする。また、整地後の湛水は排水路へ排水せず地下浸透させる等、濁水によるトラブルが生じないように注意すること。											
(2) 湧水処理	本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。											
7. 道路工												
(1) 敷砂利	敷砂利は再生クラッシャラン（RC-40）により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。 また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとする。 なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。											
第10章 施工管理												
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハの何れかに該当する者であること。 （一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者）											
2. 施工管理												
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。											
(2) 施工管理の追加項目	土木工事施工管理基準別表第1を次のとおり変更する。 <table><tr><th>工種</th><th>項目</th><th>管理基準値(%)</th><th>規格値(%)</th><th>測定基準</th></tr><tr><td>表土扱い</td><td>厚さ</td><td>+ 20 0</td><td>0</td><td>変更なし</td></tr></table>	工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準	表土扱い	厚さ	+ 20 0	0	変更なし	
工種	項目	管理基準値(%)	規格値(%)	測定基準								
表土扱い	厚さ	+ 20 0	0	変更なし								
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等には示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。											

項目	内容	摘要
第12章 その他	① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制 ⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	（1）本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休2日による施工を行わなければならない。なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休2日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 （2）「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 （3）週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認す	

項目	内容	摘要												
	るものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 (4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 (5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正をする。 ①補正係数 <table><tr><th>項 目</th><th>4週8休以上</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.02</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.05</td></tr></table> ②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数による補正係数を行わずに減額変更する。 なお、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。	項 目	4週8休以上	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02	共通仮設費（率分）	1.02	現場管理費（率分）	1.05	
項 目	4週8休以上													
現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上													
労務費	1.02													
機械経費（賃料）	1.02													
共通仮設費（率分）	1.02													
現場管理費（率分）	1.05													
4. 1日未満で完了する作業の積算	1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf 2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。 3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。 4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。 5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。													
第13章 情報化施工技術の活用について	1. 適用 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議によりほ場整備工に関する起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部におい													

項目	内容	摘要									
第14章 BIM/CIM 活用工事に ついて	て、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」の対象工事（受注者希望型）である。										
	2. 協議・報告 受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。										
	3. 使用する機器・ソフトウェア 情報化施工技術を葛生するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。使用する機器、ソフトウェアおよびファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。										
	4. 貸与資料 3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。										
	<table><tr><td></td><td>貸与資料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>1</td><td>桂川西工区測量成果簿</td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>図面のCAD データ</td><td></td></tr></table>		貸与資料	備 考	1	桂川西工区測量成果簿		2	図面のCAD データ		
		貸与資料	備 考								
	1	桂川西工区測量成果簿									
	2	図面のCAD データ									
	5. 確認及び検査 受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TS等光波方式等を準備しなければならない。										
	6. 電子納品 受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。										
7. 情報化施工技術の活用に必要な費用 (1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 (2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。											
1) BIM/CIM 活用工事 本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を導入することにより情報通信技術(ICT)の全面的活用を推進し、BIM/CIMモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM 活用工事(受注者希望型)である。 本工事は、契約後、施工計画書の提出までを標準として監督職員へBIM/CIM活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM/CIM活用工事とすることができる工事である。 BIM/CIM活用工事とした場合、以下2)～5)を実施することとする。											
2) 定義											

項目	内容	摘要
	① 情報化施工技術とは、情報通信技術(ICT)を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムであり、国営土地改良事業等の工事において、積極的な活用を図るものである。その実現に向けてBIM/CIMを活用した工事(BIM/CIM 活用工事)を実施することとする。 ② BIM/CIM活用工事とは、建設生産・管理システムの施工プロセスの各段階において、BIM/CIMモデルを活用する工事である。対象工種(構造物)は、ほ場整備とする。 ア BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 イ BIM/CIMモデルの照査 ウ BIM/CIMモデルの納品 3) BIM/CIMを活用した検討等 BIM/CIMを活用した検討等を3.1)に基づき実施する。 また、当該BIM/CIM活用に係る施工計画書を3.2)に基づき作成する。施工計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIMの実施に係る内容について変更があった場合には施工(変更)計画書を提出する。実施結果についてはBIM/CIM実施報告書としてBIM/CIMモデルとともに納品することとする。 3.1 BIM/CIMを活用した検討等の具体的な内容 ① BIM/CIMモデルを活用した検討の実施 BIM/CIMモデルを活用して以下の項目を検討する。BIM/CIMモデルの作成の際、調査設計段階の上流工程から受け渡された情報(例えば、測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物、土工形状の3次元モデル、統合モデル等)がある場合、適切に活用を図ること。 なお、これらの検討を実施する際、情報共有システムの活用等により、手戻りなく検討を進められるよう努める。 ア BIM/CIMを活用した監督・検査の効率化 イ BIM/CIMを活用した変更協議等の効率化 ウ リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等) エ 対外説明(関係者協議、住民説明、広報等) ② BIM/CIMモデルの照査 作成したBIM/CIM モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定したBIM/CIM モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について確認する。 ③ BIM/CIM モデルの納品 ①及び②の成果について、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づき、以下のデータを標準としてDVD-R 等(一度しか書き込みできないもの。容量に応じて適切な電子媒体を選択する。)に記録し、電子成果品として2部納品する。 ア BIM/CIM モデルデータ イ BIM/CIM 実施計画書、実施(変更)計画書 ウ BIM/CIM 実施報告書 3.2 施工計画書 3.1 ①に基づくBIM/CIM 活用について、以下の①～⑧の内容を記入する。 また、併せて「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。 ① 検討体制 ② 工程表(BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。)	

項目	内容	摘要
第15章 公共事業 関係調査に 対する協力	③ BIM/CIM を活用した検討等の実施項目 ④ BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等) ⑤ BIM/CIM モデルの種類(サーフェス、ソリッド等) ⑥ BIM/CIM モデルの詳細度 ⑦ 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等) ⑧ BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類 3.3 BIM/CIM 実施報告書 3.1 ①に基づく検討について、成果物一覧、納品ファイル形式等とともに、以下の①～⑤の内容を記入する。また、併せて、納品時の必要事項の内容を確実に次工程に継承できるようにする。 ① BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要(必要に応じて図を添付) ② 創意工夫内容 ③ BIM/CIM 活用効果 ④ 基準要領に関する改善提案(ある場合) ⑤ ソフトウェアへの技術開発提案事項(ある場合) 4) 上記3)を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。 BIM/CIMモデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、NNガイドラインや『情報化施工技術の活用ガイドライン』点群処理ソフトウェアの機能と要件、3次元設計データ作成ソフトウェアの機能と要件に掲載されている機能と要件を参考に、事前に監督職員と協議してBIM/CIM 実施計画書に記載することとする。 発注者は、BIM/CIMモデルの作成・更新に必要となる、実施設計において作成したCAD データ等を受注者に貸与する。また、BIM/CIM活用工事を実施する上で有効と考えられる実施設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与することとする。 5) 本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議することとする。 6) BIM/CIM 活用工事の費用について ① BIM/CIM 活用工事で実施する項目については、前条第3項、第4項に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 ② BIM/CIM 活用工事の設計変更に係る費用については、「施工計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。 なお、見積書提出後、契約書第18 条(条件変更等)及び第19 条(設計図書の変更)の規定による変更等が生じたことにより、「施工計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。 ③ 上記により難しい場合の費用負担等については、監督職員と協議のうえ、定めることとする。	
	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。	

項目	内容	摘要
第16章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第17章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	